

第 33 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2019 年 12 月 9 日～12 日

国際人道法の国内普及：国際人道法の国内におけるより良い履行のためのロードマップ

決議

決議

国際人道法の国内普及：国際人道法を国内においてよりよく実施するためのロードマップ

第 33 回赤十字・赤新月国際会議は、現代戦が新たな展開と課題を示しているにもかかわらず、国際的および非国際的武力紛争において国際人道法は今日もなお有意義であることを再確認し、

武力紛争の性質や原因、紛争当事者が掲げる理由または紛争当事者の責に帰すべき理由に基づきいかなる敵対的な区別をすることなく、国際人道法があらゆる状況下において完全に適用されなければならないことを呼び掛け、

各国および国際赤十字・赤新月運動（運動）の各構成組織が武力紛争の悲惨な人道的影響を排除・軽減するために行う取り組みが紛争の根本原因や様々な影響への対処に役立つことを認識し、

人種、肌の色、宗教や信仰、性別、出自、財産や他の同様の基準に基づきいかなる敵対的な区別をすることなく、あらゆる状況下において敵対行為に活発に参加していない者を人道的に扱うことを呼び掛け、

異なる年齢、障害、背景をもつ女性、男性、少年少女が武力紛争により様々な形で影響を被っていること、また、すべての人々に適切な保護を付与するために、国際人道法を履行・適用する際にこうした違いを考慮する必要があることを認識し、

軍事訓練や人道支援を計画・実施する際に、子どもの最善の利益、少年少女の固有のニーズおよび脆弱性について十分に考慮しなければならないことを強調し、

2019 年は 1949 年のジュネーブ諸条約の採択から 70 年を迎えることを強調し、その普遍的な批准を歓迎し、他の国際人道法条約も普遍的な批准を達成するよう希望を表明し、

付随して生じると見込まれる人民の生命の損失や負傷、民用物の損害またその複合した結果が予期される具体的かつ直接的な軍事的利益に比べて過度である場合、軍事目標への攻撃の中止・停止や可能な場合は常に文民がその家族と近況を報告し合えるようにしたり、収容者を人道的に扱うなど、多くの場面で武力紛争の当事者が軍事作戦中でも国際人道法が尊重されるようにするための措置を講じてきていることを強調し、

それにもかかわらず、今でも国際人道法の違反があり、悲惨な人道的影響をもたらしていることを深く憂慮し、国際人道法の尊重が人道的な悪影響を軽減し、武力紛争犠牲者の状況を改善するための絶対不可欠な必要条件であることを強調し、

国際的な義務の国内実施が国際人道法を尊重する義務を果たす上において中心的な役割を果たすことを呼び掛け、これに関する国家の主要な役割を認識し、

国際人道法の適用促進や国際赤十字運動規約の遵守における運動構成組織の重要な役割や義務、とりわけ、人道分野における公的機関の補助機関である各国赤十字・赤新月社（各国赤十字社）の独自の役割に注目し、これに基づき国際人道法を普及し、その普及において自国政府を支援し、この点に関してイニシアチブを発揮すること、また自国政府と協力して国際人道法の尊重を確保し、ジュネーブ諸条約とその追加議定書に規定する特別な標章が保護することに留意し

例えば公式宣言、国際人道法の諸原則や概念を取り入れた諸手続き、軍事作戦中の法律顧問による司令官に国際人道法に関する助言、隊員の任務や責任に応じた国際人道法教育等を通じて、国際人道法を軍事慣行に導入することが戦闘行動に与える積極的な影響を認識し、

国際人道法だけではなく、異なる信条や伝統の諸原則、また軍事倫理にもうたわれている武力紛争時における人間の尊厳の尊重の基本的価値を強調し、関係者間の対話の重要性とこの点において継続している努力を認識し、

国際人道法のより効果的な履行・普及の実現またすべての武力紛争当事者と、すべての武力紛争犠牲者の保護のために国際人道法の有益性を示すことが極めて重要であることを強調し、

下記に推奨する措置は、国際人道法の効果的な国内実施のための有用なロードマップを提供すると確信する。

1. すべての武力紛争当事者に対し国際人道法上の義務の完全な遵守を要請する。
2. 各国に対し、国際人道法の履行のために国内レベルで必要な立法、行政、現実的な措置を採用するよう呼び掛け、可能な場合には各国赤十字・赤新月社の支援を得た上で、さらなる国内履行が必要な分野の検討を行うよう求める。

3. 文民や軍事要員への啓発活動により、国際人道法に関する知識の普及と、国際人道法の尊重の促進のため、また、実施体制を整備するために各国が積極的に取り組んでいることを感謝をもって認識し、当該措置やイニシアティブの充実強化を強く促す。
4. ジュネーブ諸条約の追加議定書を含む未加盟の国際人道法条約の批准・加盟を検討するよう促し、また、ジュネーブ諸条約第一追加議定書の第 90 条に基づき設置された国際事実調査委員会の権限を認める旨を宣言することができること、そしてこのことが国際人道法を尊重する姿勢に寄与しうることを想起する。
5. 国際人道法の履行、発展、知識の普及に際して関係当局への助言・支援を行う国際人道法国内委員会及び他の類似する機関の実効的な役割とその数の増加を認識し、未設置国の政府に対し、そうした機関の設置を検討するよう促す。
6. 2016 年開催の国際人道法国内委員会等第 4 回会議の成果を想起し、とりわけ国際的、地域的その他の定期会合に出席し、積極的に参加することにより、また、2016 年総会参加者の提案に基づき作成された国際人道法国内委員会等の新たなデジタルコミュニティを通じて、国際的、地域的かつ広域的なそうした委員会の連携強化を要請する。
7. 各国に対し、国際人道法を軍事ドクトリン、軍事教育、軍事訓練、すべての階層における軍事計画や意思決定に取り入れ、それによって国際人道法が軍事慣行に浸透し、軍事精神に反映されるようあらゆる努力を行うことを強く促し、各国の軍隊内で適切な階級において司令官が国際人道法の適用を助言する法律顧問を利用可能な状態にしておくことの重要性を想起する。
8. 各国および赤十字の運動構成組織（特に各国赤十字社）に対し、国際人道法の実施・適用の軍事要員、公務員、国会議員、検察官、裁判官といった名宛人に特別の配慮をし、国際人道法の国内（若者を含む一般大衆への幅広い）普及を続けながら、国際人道法の実効的な普及のために、適切な場合は大学教授や専門家との連携を通じて、具体的かつ（必要に応じて）協調的な行動を取るよう促す。
9. 各国に対し、武力紛争の影響を被る脆弱な人々、とりわけ女性、子ども、障害者を保護し、適時かつ効果的な人道支援を受けられるようにするよう呼び掛ける。
10. 各国および赤十字運動の構成組織に対し、国際人道法の普及に定評のある効果的な方法を用いる一方で、テレビゲーム等のデジタル手法等の活用を含む、国際人道法の尊重を促

進するための革新的かつ適切な方法を模索し、可能であれば、武力紛争犠牲者の声や国際人道法に対する認識を盛り込むことを検討するよう促す。

11. 適用可能なジュネーブ諸条約および第一追加議定書の重大な違反行為をした者、または当該違反行為を命じた者に刑罰を科すために必要な法律を制定し、ジュネーブ諸条約その他の適用可能な国際人道法上の義務に違反する行為の取り締まりに必要な措置を講じるというジュネーブ諸条約および第一追加議定書の締約国の義務を想起し、また、国際人道法の重大な違反の抑止に関する義務をさらに想起する。

12. 重大な違反行為をした、または当該違反行為を命じたとされる者を捜索し、国籍に関係なく、当該人物を自国の裁判にかける、あるいは、国内法の規定に従って、他の関係締約国が一応の立証を果たしていることを条件に、当該締約国の裁判を受けさせるために当該人物を引き渡すというジュネーブ諸条約および第一追加議定書の締約国の義務をも想起する。

13. 各国に対し、既存ツールや国際人道法国内委員会と類似する機関の活用をはじめとし、国際会議決議（本ロードマップを含む）に従って、国際人道法上の義務に基づき行われた国内実施措置その他当該義務の範囲を超える措置の事例を共有し、優良実施事例に関する情報を交換するよう求める。